

令和7年度障害福祉のしごと魅力発信事業委託 プロポーザル募集要項

1 業務名

障害福祉のしごと魅力発信事業

2 事業の目的

障害福祉のしごとの魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを向上させるため、障害福祉について理解を促進するための体験型・参加型のイベントの開催や動画配信等の広報活動を行うなどの事業を実施し、障害福祉分野の施設・事業所における人材確保対策の一環として、障害福祉分野へ多様な人材の参入促進を図る。

3 事業内容

本事業の受託者は、前記目的を達成するため、別添「令和7年度障害福祉のしごと魅力発信事業委託仕様書」に記載した業務を行う。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 委託料の上限

4,964,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、本事業を委託する。

7 応募資格

応募できるものは、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 本事業の適切な運営が確保できると認められる法人等（社会福祉法人、NPO法人、団体等）で、以下のすべての要件を満たすもの。

- ・ 本事業を的確に遂行するために必要な組織、人員等を有していること
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力及び精算を適正に行う経理体制を有していること

(2) 千葉県内に事務所を有しているもの。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないもの。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人等の経営に関与している者又は当該法人等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 次のいずれかに該当する行為（ロに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

8 応募申請の手続き

(1) 提出書類

- ア 障害福祉のしごと魅力発信事業受託申込書【様式1】
- イ 経費見積書【様式2】
- ウ 役員等名簿【様式3】
- エ 定款等
- オ 申請者に関する前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- カ その他必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本7部（定款等は1部とする）

(3) 提出期限

令和7年5月26日(月) 午後5時(必着)

(4) 受付時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(ただし、土日祝日を除く)

(5) 応募方法

持参又は郵送

(6) 提出書類に係る留意事項

ア 原則として、A4サイズ(縦)で統一すること。

イ 片面印刷とし、各ページの下部にページ番号を通してふること。

ウ 左側に2つ穴をあけ、紐等で1部ずつ編冊することとし、ホチキスやクリップ類は用いないこと。

エ 各様式の1枚目に「様式〇」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。

9 質問の受付及び回答

本件に関する質問については、電子メールにて受け付ける。

ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

※ 電子メール送信後、電話にて到達確認をすること。

(1) 提出期限

令和7年5月19日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 質問様式

任意様式で、以下の項目を明記すること。

- ・メールの件名は、「(質問) 障害福祉のしごと魅力発信事業」とすること。
- ・質問の内容に対する表題を、本文の冒頭に記載すること。
- ・法人等名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレス(回答先)

(3) 送付先

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 地域生活支援班

メール: syohuk_chiiki@mz.pref.chiba.lg.jp

電話: 043(223)2335

(4) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に原則として電子メールにより回答する。

また、広く周知が必要な質問及び回答は、県ホームページに掲載する。

10 審査

(1) 提出された申込書等の形式的審査を行う。

その後、受託事業者選考会議（以下「選考会議」という。）において申込書等による書面審査及びヒアリング（プレゼンテーション等）による審査を行い、選考会議の全応募者の採点結果を参考に県が受託候補事業者を1者選定する。

なお、応募状況等により、ヒアリングは実施せずに申込書等による書面審査とする場合がある。

詳細については、応募者に別途お知らせする。

(2) 審査に当たっては、以下の評価基準により総合的に評価することとする。

なお、一定の基準を満たさない場合、受託候補事業者としない場合がある。

選考項目	選考基準
業務遂行能力 (10 点)	① 事業の目的達成に向け、実現可能な体制となっているか ② 類似事業についての実績があるか
企画力 (25 点)	① 事業の企画・構成は、事業の目的達成が期待できる内容となっているか ② 事業内容は、障害福祉のしごとへの理解の促進及びイメージの向上が期待できる内容となっているか ③ 学校及び関係機関等との連携により、事業効果が期待できる内容となっているか。 ④ 体験型・参加型のイベント及び、進路・現場説明会を実施する場合、体験先等の確保及び安全体制は確保できているか SNSを活用した障害福祉のしごとの魅力発信を実施する場合、実現可能かつ効果が期待できる内容となっているか ⑤ 事業の遂行に対し、熱意・情熱・誠実さが感じられるか
独自性 (10 点)	① その他の提案事項（付帯提案）には独自性があり、事業の目的達成にあたり、より大きな成果が期待できる内容であるか ② その他、独自性が期待できる内容があるか
所要経費 (5 点)	① 見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されているか。また、提案内容の費用対効果は高いものとなっているか

(3) 選考会議は非公開とし、内容の照会等には回答しない。

(4) 選考結果は、応募者に書面にて通知する。

11 応募者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められると判断される場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為がある、事業の目的に照らして採用しえない提案内容である等、会議において失格と認められた場合

12 委託契約

- (1) 本事業の仕様は、受託候補事業者からの提出書類等を基に確定する。

ただし、本業務の目的達成のために必要と認められるときは、県と受託候補事業者との協議により、提案内容を一部変更する場合がある。

- (2) 県は、千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2。以下「財務規則」という。）に定める契約手続により、確定した仕様に基づいた見積書を受託候補事業者から徴し、県が定める金額の範囲内で契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、財務規則第 99 条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納める必要がある。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- (4) 本受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、受託業務の一部の再委託について、書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。

13 スケジュール（予定）

令和 7 年	5 月 12 日（月）～	募集開始
	5 月 19 日（月）	質問受付期限
	5 月 26 日（月）	応募書類提出期限
	5 月 下旬	選考会議
	6 月 上旬	選考結果の通知
	6 月 中旬	委託契約の締結

14 注意事項

- (1) 事業受託申込書等の著作権は、申請者に帰属するが、県は公表等必要な場合は事業受託申込書等の内容が無償で利用できるものとする。
- (2) 1 法人等につき、申請は1 件とする。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- (4) 提出期間経過後の書類の差し替えは認めない。また、これを一切返却しない。
- (5) 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがある。
- (6) 応募等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された申請書類は、千葉県情報公開条例（平成12 年千葉県条例第65 号）に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがある。
- (8) 本事業に係る図版等の使用にあたっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が既存する者の許諾を得ること。
- (9) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属する。
- (10) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

15 問合せ・提出先

〒260－8667 千葉市中央区市場町1－1（本庁舎12階）

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課 地域生活支援班 担当：高畠

電 話：043－223－2335

FAX：043－222－4133

メール：syohuk_chiiki@mz.pref.chiba.lg.jp